

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「県民のための放送局」として、ラジオ、テレビ等の番組を通じて公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に寄与することを基本理念とし、聴取者、視聴者に良質で信頼される番組を放送することにより、企業価値の向上を図り、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めることを経営の基本方針としております。

これにより、長期的な企業価値の向上と地域社会への貢献を果たすことが株主、その他ステークホルダーの価値の増大につながるものと確認し、常に経営の効率性や透明性、公正性の確保に努めております。

当社は監査役会を設置しており、常勤の監査役は監査計画に従い、取締役会をはじめとする各種重要会議に出席して重要な決裁書類を閲覧するほか、担当取締役から業務執行に関する報告・聴取を行うなど、意思決定の妥当性、効率性を幅広く検証し、他の監査役と情報を共有することにより、監査役会としての適正な監査意見を形成し、経営の透明性を高めることに努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社新潟日報社	765,800	12.76
越後交通株式会社	579,050	9.65
株式会社東京放送ホールディングス	485,000	8.08
株式会社第四銀行	299,600	4.99
第四リース株式会社	204,000	3.40
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	132,000	2.20
BSN従業員持株会	125,700	2.10
ROYAL BANK OF CANADA	120,000	2.00
蒲生逸郎	118,000	1.97
みずほ信託銀行株式会社	107,000	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小田 敏三	他の会社の出身者					○		○		○		
藤田 徹也	他の会社の出身者					○						
並木 富士雄	他の会社の出身者					○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- g 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田 敏三		(株)新潟日報社 代表取締役社長	(株)新潟日報社は、当社の発行済株式の12%を所有する筆頭株主であるとともに、当社は報道部門等において同社と密接な業務提携の関係にあります。 地域に密着した紙面づくりにより経済、社会、文化の向上に努める(株)新潟日報社の経営者として、報道機関の役割や責務の重さなど、地元マスコミとして総合的な見地から当社にアドバイスを与えることのできる存在であります。
藤田 徹也		(株)東京放送ホールディングス 常務取締役 (株)TBSテレビ 常務取締役	(株)TBSテレビは、当社が加盟するJNNネットワークのキー局で、ニュース取材、番組、営業面での協力関係など、当社の企業価値を維持するために不可欠の存在であり、当社はあらゆる分野で密接な関係を築いております。放送業界で指導的な役割を果たす(株)TBSテレビ 常務取締役として重責を担っており、民放

			経営や放送のあり方に関して当社に重要な指針を与えることのできる存在であります。
並木 富士雄		(株)第四銀行 取締役頭取	(株)第四銀行は、事業資金調達における当社の主要な借入先であります。創立以来一貫して「地元と共に生き、地域と共に発展する」ことを目指してきた金融機関の経営者としての立場に加え、一般社団法人新潟県経営者協会の会長として地元経済界の指導的立場から当社に対して重要な示唆を与えることのできる存在であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役員数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行うほか、監査法人による監査時の立ち会い等で積極的に情報交換を行い、連携を図るよう努めております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2 名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中山 輝也	他の会社の出身者										○			
瀬賀 弥平	税理士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山 輝也	○	株式会社キタック代表取締役社長	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視とともに、有効な助言を与えることのできる存在であり、当社と直接利害関係のない独立の立場から選任

			することで、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適任であると判断しております。
瀬賀 弥平		税理士	税理士として培われた専門的な知識・経験等をいかし、当社においてその職務を適切に遂行し監査に反映していただくためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

中山輝也氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視とともに、当社に有効な助言を与えることのできる存在であり、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えており、独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬(平成25年4月1日～平成26年3月31日)
 取締役に対して支払った報酬 108,705,000円(うち社外取締役 9,062,500円)
 監査役に対して支払った報酬 24,505,000円(うち社外監査役6,065,000円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

—

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会及び監査役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役に対しては必要な資料の配布や説明を行っております。議案に関する資料は、必要に応じて関係部署が作成します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

「取締役会」は取締役10名(うち社外取締役3名)で構成しており、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について決議・報告を行っており、会議においては十分な論議を尽くすとともに、意思決定に対する監督機能も果たしております。

業務執行については「取締役会」のほかに常勤取締役による「常務会」(週1回)を開催し、経営管理全般にわたる執行方針等の事前審議を行っております。

「監査役会」は4名で構成されており、監査役監査基準等を指針として監査を実施しております。

常勤の監査役は監査計画に従い、取締役会をはじめとする常務会等の重要会議に出席して、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告聴取を実施するなど、経営に係る意思決定の妥当性、効率性を幅広く検証し、必要に応じて意見を述べることで経営の透明性を高めております。

内部監査につきましては、経営管理部門に内部監査担当者兼務者を置き、適正・適法な業務の遂行とリスク管理への対応状況などについて定期監査を実施し、業務全般の改善を図るとともに経済的損失などの防止に努めております。そして、内部監査担当者と監査役は密接に情報交換を行う一方、会計監査人から定期的に会計監査の状況及び監査結果について報告を受けるなど、連携を強化して監査体制の向上を図つ

ております。

会計監査人につきましては、新宿監査法人を選任しております。同法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員・業務執行社員 田中信行と指定社員 業務執行社員 末益弘幸

・このほか、「関係会社経営会議」を毎月開催し、グループ経営全般の重要事項を迅速に決定するとともに、効率的かつ透明性の高い経営に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の監視・監査等を適切に機能させるために十分な体制と認められるため現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会では、株主の皆様理解を深めていただけるようビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、会社概要	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営管理局 IR事務連絡責任者:常務取締役経営管理局長 赤塚 幸	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ラジオ・テレビ等を通じて、聴取者・視聴者に信頼される番組を放送することにより、企業価値の向上を図ることを基本理念としております。このため「放送倫理基本綱領」に基づく「番組基準」を社内規程として定めており、「地域に必要とされる放送局」であり続けることに力を注ぐことにより、文化の向上、公共の福祉、産業と経済の繁栄に寄与することに努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを認識し、常に投資家の視野にたった迅速な会社情報の開示に努めることを基本方針としております。このために「情報開示委員会規程」を定め、経営及び業務等に関する重要情報の把握、管理及び適時情報開示の徹底を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、放送局として従来から安定した長期的な企業価値の向上と地域社会への貢献を果たすことが株主価値の増大につながるものと認識し、常に経営の効率性及び透明性、公正性の確保に努めることを基本方針とし、次のとおり会社機関を整備しております。

経営上重要な事項の業務執行の意思決定に関しては、常勤取締役による「常務会」(週1回)で入念な事前審査を行っているほか、常勤取締役と局長で構成する「局長連絡会議」(週2回)を開催し、業務執行における意思統一を図っております。また、「全社局長会議」(月1回)、「部長会議」(月1回)、「全社営業責任者会議」(年2回)を設置し機動的な経営対応を図るとともに、情報の伝達及び共有化とリスクの未然防止に努めております。

経営の基本理念と基本方針を推進・実現するため「業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)について、次のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 役職員は法令・定款を守った行動をとるための体制として代表取締役が統括する「コンプライアンス委員会」を設置する。

(2) コンプライアンス委員会は「コンプライアンス憲章」を制定し、その行動指針を定めて、全役職員に周知徹底させる。

(3) コンプライアンス委員会の活動状況は、随時、取締役会に報告する。

(4) 「情報開示委員会」において、決算情報をはじめとする重要情報の把握、管理及び適時・適切な情報開示の徹底を図る。

(注) 当社が制定した「新潟放送コンプライアンス憲章」の内容は当社ホームページへの掲載により公表しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規定」により、適法、適切に保存及び管理を行う。

(2) 取締役及び監査役から取締役の職務の執行に係る文書の閲覧請求があった場合は、速やかに対応できるよう文書の保管場所、方法を整備する。

(注) 従来からの「文書取扱規定」の遵守に加え、「金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する基本方針」及び「金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する規程」を制定し、法令による内部統制の評価及び監査制度の実施義務に適應した運用体制を構築しております。

また、IT全般に係る内部統制に適應するため、「BSN情報セキュリティ方針」及び「情報セキュリティ総括規程」並びに「情報セキュリティ運用ルール」を制定し、ITによる業務処理統制の有効な機能を図っております。

なお、当社が制定した「金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価に関する基本方針」(内部統制基本方針)の内容は当社ホームページへの掲載により公表しております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 事件及び災害等の非常事態に、役職員の安全の確保を図り放送の使命を果たすことを最重要課題として、「非常事態対策委員会」を設置する。

(2) 「非常事態対策委員会」において、非常事態における体制及び対応について「非常事態ハンドブック」を定める。

特に報道機関として使命遂行に全力を挙げる体制として「緊急及び災害時の報道体制要領」を定め、その徹底を図る。

(3) 会社経営全般に係るリスク管理についての規程及び体制を見直し、総括的かつ個別的に管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。定例の取締役会は年7回開催する。また、必要に応じて随時、取締役会を開催する。

(2) 常勤の取締役による常務会は、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。定例の常務会は、原則として週1回開催する。

(3) 常勤の取締役と局長で構成する局長連絡会議は、業務執行における意思統一を図り、情報の伝達と共有化を迅速に行う。局長連絡会議は原則として週2回開催する。また、社内取締役と局長・支社長で構成する全社局長会議は、原則として月1回開催する。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス行動指針の具体的な実践計画を策定する。コンプライアンス委員会で実践状況を把握、検証する。

(2) コンプライアンスに係る「公益通報者保護制度」に基づき、役職員に徹底を図り、コンプライアンス違反行為を防止する。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(3) 放送人としての確固たる倫理観を養成するため、社内外における教育研修を積極的に行う。

6. 当社グループ(企業集団)における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ企業として、コンプライアンスやリスク管理などの理念統一を図る。

(2) 「関係会社経営会議」を月1回定例に開催し、グループ経営全般の重要事項を決定するとともにグループ経営の健全性を確保し、効率性の向上に努める。

(3) 「関係会社経理責任者会議」を四半期ごとに開催し、会計・財務に係る情報交換を行い、経理面における統一を図る。

(注) 当社グループが制定した「BSNグループ行動規範」の内容は、当社及び子会社におきまして、それぞれのホームページへの掲載により公表しております。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は原則として年4回定期的に開催する。

(2) 監査役の職務を補助すべき職員に関する体制と当該職員の取締役からの独立性に関する事項

・ 監査役は、経営管理局の内部監査スタッフに対し監査業務の補助を行うよう求めることができるものとする。

・ 監査役の職務を補助すべき職員の人事考課、異動、懲戒については監査役の同意を得ることとする。

(3) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制

・ 取締役及び職員は、業務または業績に与える重要な事項について監査役にそのつど報告する。

・ 「公益通報者保護規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンスに関する問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 監査役は、重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、担当取締役からの業務執行に関する報告を求めることができるほか、必要に応じて各部門への直接聴取を行う。

・ 監査役は、監査法人から当社及び関係会社の監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、ラジオ、テレビ等の放送における公共性及び報道機関としての使命と責任を自覚し、社会秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに不当要求には断固として応じないことを会社創立以来の基本的な考え方としており、平成18年12月に制定した「新潟放送コンプライアンス憲章」において法令・規範の遵守や健全な企業活動等について定めております。

これに係る対応統括部署は経営管理局総務部とし、当社役員の指導の下に総務部長を不当要求防止責任者としており、有事に備えての社内体制の整備強化に努めるとともに、平素より外部専門機関である新潟県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」）及び所轄の新潟中央警察署並びに顧問弁護士との緊密な連携を図っております。また、当社は、新潟県企業対象暴力対策協議会（以下「企暴協」）の加盟企業であり、企暴協の主催による研修会や意見交換会には担当役員及び総務部長が積極的に参加し、担当官並びに企暴協に加盟する地元企業の担当者との関係強化により、反社会的勢力に関する専門知識と情報を得るよう努めております。

なお、当該情報は経営管理局総務部にて一元管理しており、暴追センターや企暴協の作成した各種の資料を参考マニュアルとして備置し有事に備えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は「県民のための放送局」として、ラジオ、テレビ等の放送を通じて公共の福祉、文化の向上、産業と経済の発展に寄与することを経営の基本理念としており、良質で信頼される番組を放送することにより、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めております。

また、当社が株式を公開している上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは当然のことであり、当社株式に対して大規模な買付けを行う特定の株主が出現したといたしましても、それに対する対応は、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威等は生じておりませんが、当社といたしましては、そのような買付者が出現した場合の具体的な施策を予め定めるものではありません。

但し、万が一、大量の株式取得を企図する者が現れ、その意図が前述した当社の基本理念に反し、既存の株主の利益を損なうことが明らかであると判断したときは、直ちに最も適切であると思われる措置を講じる所存です。

なお、多くの株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の異動状況を常に把握するとともに、買収行為に係る法制度や社会の動向等を注視しながら、新たな施策の検討を継続してまいりたいと存じます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は放送事業という公共性の高い業種であることから、長期にわたり安定した経営基盤の強化に努めるとともに、聴取者及び視聴者、並びに株主各位の信頼と期待に応えることを行動指針としております。

これに伴い、コーポレート・ガバナンス体制の充実強化を重要課題の一つとして位置づけており、社内における組織のさらなる充実に努めてまいっている所存であります。